

令和3年（2021年）5月15日

各本部員 様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項に基づく「まん延防止等重点措置」の適用に伴う対策の強化について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、感染の急拡大を受けて、令和2年（2021年）5月7日に「熊本蔓延防止宣言」を出し、外出自粛要請や営業時間短縮要請等の強い対策を講じてきましたが、令和3年（2021年）5月14日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項に基づく「まん延防止等重点措置」の適用を受けたところです。

この決定を踏まえて、「熊本蔓延防止宣言」に基づく対策を県内全域で強化することとし、下記の措置を講じることとしました。

つきましては、関係機関・団体等へ周知するなど、感染拡大防止対策の効果が最大化されるよう御協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 重点措置を講じる区域（措置区域）
熊本市全域
- 2 期間
令和3年（2021年）5月16日（日）から6月13日（日）まで
- 3 措置区域における対策の内容
別紙「第28回熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料」のとおり
- 4 措置区域外における対策の内容
別紙「第28回熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料」のとおり

（添付資料）

- ・第28回熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
- ・熊本県公報（令和3年（2021年）5月15日付け号外第26号）

<お問合せ先>

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
（熊本県健康福祉部健康危機管理課）

担当：中満、浦江、小堀

直通：096-333-2239（内線 5947、5948）